平成２３年（家）第２１９６号
本籍福岡県北九州市小倉北区泉台４丁目８番、住所大阪市都島区東野田町５―２―25
協和病院内
申立人（失踪者）　百留　善信
昭和24年２月２日生
平成23年９月14日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第２号
東京都中央区日本橋３丁目７番20号
申立人　ＤＩＣグラフィックス株式会社
代表者代表取締役　沖　　寛治
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月16日
平成23年９月20日　一関簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　ＢＡ10132
金額　20,000,000円
支払期日　平成23年９月10日
支払地　岩手県一関市
支払場所　株式会社岩手銀行一関支店
振出日　平成23年３月25日
振出地　岩手県一関市
振出人　株式会社岩手日日新聞社　代表取締役　山岸　　学
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ10133
金額　10,000,000円
支払期日　平成23年９月10日
振出日　平成23年３月25日
⑶手形番号　ＢＡ10134
金額　3,000,000円
支払期日　平成23年９月10日
振出日　平成23年３月25日
⑷手形番号　ＢＡ10135
金額　334,161円
支払期日　平成23年９月10日
振出日　平成23年３月25日
⑵⑶⑷の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第１号
新潟市西区山田547番地１
申立人　株式会社丸五商事
代表者代表取締役　鶴谷　　徹
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月16日
平成23年９月20日　会津若松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　ＢＤ64398
金額　262,500円
支払期日　平成23年４月５日
支払地　福島県河沼郡会津坂下町
支払場所　株式会社東邦銀行坂下支店
振出日　平成23年１月11日
振出地　福島県河沼郡会津坂下町
振出人　株式会社須佐架設　代表取締役　須佐　　勝
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＤ65555
金額　1,000,000円
支払期日　平成23年５月５日
振出日　平成23年２月７日
⑶手形番号　ＢＤ65556
金額　1,257,500円
支払期日　平成23年６月５日
振出日　平成23年２月７日
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑷手形番号　ＢＤ64391
金額　243,600円
支払期日　平成23年４月５日
振出日　平成22年12月６日
受取人　株式会社南星ウインテック
裏書人　株式会社南星ウインテック　代表取締役　髙村　公明
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
⑷の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第１号
東京都文京区本駒込５丁目19番９号
申立人　大進重機工事株式会社
代表者代表取締役　斉藤　義男
申立人代理人弁護士　辻　　希
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月16日
平成23年９月20日　酒田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　303292
金額　170,100円
支払期日　平成23年４月５日
支払地　山形県酒田市
支払場所　鶴岡信用金庫酒田支店
振出日　平成22年11月22日
振出地　山形県酒田市広野字十五軒38番地の２
振出人　株式会社大栄クレーン工業　代表取締役　田中　隆志
受取人　全豊興業株式会社
第一裏書人　全豊興業株式会社　代表取締役　山﨑　忠彦
第一被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記の権利の届出の終期までに適法に権利の届出をする者がなかったので、前記の権利は失権する。
山口県下関市新地西町２番27号
申立人　花江　愛子
権利の届出の終期　平成23年９月16日
平成23年９月20日　下関簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　下関市新地西町2326番
宅地　491.20平方メートル
土地　下関市新地西町2326番１
宅地　70.34平方メートル
土地　下関市新地西町2326番２
宅地　77.65平方メートル
⑵登記年月日番号　山口地方法務局下関支局昭和４年10月５日受付第4147号
⑶登記した権利の内容
昭和４年10月１日賃借権設定契約
借賃　１坪１ケ月金25銭
支払期　毎年12月末日
存続期間　契約の日から９ケ年間
賃借権者　下関市大字田中町227番地　河崎　数一

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２８０号
名古屋市北区芦辺町２丁目22番地
債務者　株式会社ユニティー貿易
代表者代表取締役　中島　信広
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成瀬　伸子
４　破産債権の届出期間　平成23年10月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１５号
名古屋市西区貝田町２丁目22番地の１
債務者　香呑電気工事有限会社
代表者取締役　神田　吉治
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　正和
４　破産債権の届出期間　平成23年10月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２２号
名古屋市緑区ほら貝２丁目138番地
債務者　藤和電設株式会社
代表者代表取締役　加藤　裕子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
４　破産債権の届出期間　平成23年10月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部